

締約国に関する情報 P A	パナマ 一般情報	附属書 B 1 P A
国内官庁の名称	Directorate General of the Industrial Property Registry (DIGERPI) (Panama) (工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ))	
所在地	Avenida Ricardo J. Alfaro, edificio Plaza Edison, 2.º piso, Panama	
郵便のあて名	P. O. Box 0815-01119, Zona 4, Panama	
電話番号	(507) 560 07 05, 560 59 36	
ファクシミリ装置	(507) 317 61 70	
電子メール	dgrpi@mici.gob.pa epct@mici.gob.pa	
インターネット	www.digerpi.gob.pa/	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
パナマの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により, 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
パナマが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ)	
パナマを選択できるか?	できる (PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案, 追加特許	
国際型調査に関するパナマの規定	なし	

[次頁に続く]

P A	パ ナ マ (続き)	P A
国際公開に基づく仮保護	な し	
パナマが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
パナマが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り（附属書L参照）	